

吹田市スポーツ大会出場奨励金交付要領

制定 令和6年4月1日

1 趣旨

本市のスポーツ活動の推進を図ることを目的として、全国的規模又は国際的規模のスポーツ大会等（以下「大会等」という。）に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において、吹田市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

2 交付対象となる個人又は団体

奨励金の交付の対象となる個人又は団体は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤、在学する者
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者で主に構成された市内に所在する団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

3 交付対象となる大会等

奨励金の交付の対象となる大会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は社会教育関係団体が主催又は共催にて開催し、地方予選、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査を経て出場者が決定する全国的規模の大会等（以下「全国的規模の大会等」という。）又は市長がこれと同等であると認める大会等であって、次の大会等に該当しないもの
 - ア 学校教育活動として行われるスポーツ大会
 - イ 全国レクリエーション大会
 - ウ 全国健康福祉祭
 - エ 親睦又は交流を主たる目的とするスポーツ大会
 - オ 同一の流派に属する者のみを参加者とするスポーツ大会
- (2) 前号に掲げる大会等により、若しくは厳正かつ明確な基準による審査を経て出場者が決定する国際的規模の大会等（以下「国際的規模の大会等」という。）又は市長がこれと同等であると認める大会等

4 奨励金の額

(1) 奨励金の額は、下表に定めるとおりとする。

	個人	団体（10人以上）
国際的規模の大会等（国外開催）	20,000 円	200,000 円
国際的規模の大会等（国内開催）	10,000 円	100,000 円
全国的規模の大会等（近畿以外開催）	10,000 円	100,000 円
全国的規模の大会等（近畿開催） （近畿：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）	5,000 円	50,000 円

(2) 前号の規定にかかわらず、特に本市のスポーツ活動の推進に資すると認められる大会等に出場する場合の奨励金の額は、市長が別に定める額とする。

5 交付の制限

(1) 奨励金の交付を受けることができる回数は、同一年度において全国的規模の大会等又は国際的規模の大会等につき各1回を限度とする。また、個人と団体の重複申込みはできない。

(2) 吹田市文化に係る大会等出場奨励金又は吹田市中学校対外運動競技大会参加経費助成金の交付対象である場合、当該給付金等の対象となった大会等の出場によっては奨励金の交付を受けられない。

(3) 同一団体から10人以上が同一大会等に出場するときは、個人として申請することはできない。

(4) 前3号の交付の制限は、市長が奨励金の交付が必要と認める場合は適用しない。

6 交付の申込等

(1) 奨励金の交付を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、吹田市スポーツ大会出場奨励金交付申込書（様式第1号）又は市長の指定する電子情報処理組織を使用する方法により次に掲げる書類を添えて市長に申込をしなければならない。

ア 大会等の出場が分かるもの【大会等の実施要項など】

イ 大会等出場までの経過が分かるもの【予選等の成績、表彰状、推薦書など】

ウ 団体として出場する場合にあっては、大会等出場者の名簿

エ 申込者の本人確認ができるもの【免許証等の写し（コピー）など】

オ 受取口座を確認できるもの【金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人

(カナ)がわかる通帳の写し「コピー】※通帳表紙裏面など
カ 団体として申し込む場合は、構成員名簿
キ その他交付の審査に必要であると市長が認める書類

(2) 申込は大会に出場した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、大会等への参加が決定したときから申込ができるものとする。

7 交付

- (1) 市長は、前項の申込書等の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、申込者に通知する。
- (2) 前号の通知後、市長が定める期間内に申込者から交付辞退の意思が示されないときは、市長は奨励金を交付する。

8 調査

- (1) 調査の必要があると認めるときは、市長は、奨励金の交付を受けた者に対し必要な書類等の提出を求めることができる。
- (2) 奨励金の交付を受けた者は、正当な理由がない限り、前項の調査を拒んではならない。

9 奨励金の返還

市長は、交付を受けたものが次のいずれかに該当するときは、期限を定めて、奨励金の交付の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要領に違反したとき。

10 様式

この要領に規定する申込書の様式は、都市魅力部長が定める。

11 その他

この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

12 施行期日等

- (1) この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) この要領は、令和6年4月1日以後に開催された大会等に出場したものに適用する。